

■ 特集「結い」

土地と記憶と営みと

—ノーザン・シャイアンの居留地土地買戻しと記憶継承—

川 浦 佐知子

(南山大学人文学部心理人間学科)

我々にとってシャイアンであるということは、我々がその市民である「アメリカ」において、自分たちの土地に一部族として存在するということを意味する。我々にとって土地はすべてだ。(部族由来の)土地こそが、シャイアンのメンバーがともに同じことを覚えていることができる、唯一の場所だⁱ。

上記はアメリカ合衆国モンタナ州に居留地をもつアメリカ先住民、ノーザン・シャイアンの部族議会議長を務めたジョン・ウドゥンレッグⁱⁱの声明である。苦節の後、1900年に部族独自の居留地を得たノーザン・シャイアンにとって、居留地は「連邦政府から信託された土地」という以上の意味をもつ。1878年、強制移動先のインディアン・テリトリー（現在のオクラホマ）から、命を賭して北部平原地への帰還を目指した祖先の記憶は、今日の部族と土地とのつながりを支えている。ウドゥンレッグが述べる居留地に宿る部族の記憶は、共同体のメンバーによって日々の暮らしのなかで、あるいは儀式、祭事を通して想起され、受け継がれてきた。

アメリカ市民でありつつ、部族主権を希求するアメリカ先住民にとって、部族共同体の記憶の継承は部族アイデンティティの基となるものである。畢竟、共同体の記憶の継承は、部族の存続にとって大きな意味をもつ。「記憶継承」に関わる論考は昨今少なくないが、記念碑、記念式典、追悼等といった、過去の出来事の忘却を防ぐための「記憶想起の装置」に関するものが多いⁱⁱⁱ。記憶を記念碑に留めようとする営為を、ノラ（1984/2002）は記憶の歴史化として批判的に捉えたが^{iv}、先住民にとっての記憶想起、継承は、そうした記憶の歴史化とは様相を異にする。先住民の人々の場合、共同体の世界観を内包する

「土地」とのつながり抜きに記憶継承は考えにくい。本稿では土地との関わりに基づいた、人々の営みのなかに息づく有機的な記憶の在り様について、ノーザン・シャイアの事例をもとに論じてみたい。

共同体の記憶の継承が、「居留地」という場に生きる人々の営みのうちにおいてどのようになされているのかを検討することが、本稿の主な目的となる。本稿前半では、今日の居留地土地管理の核となる部族政策が定められた1950年代半ば、土地喪失の危機に際し、ノーザン・シャイアが部族としてどのように対応したのかについて論じる。後半では、さまざまな外圧から護り続けられてきた土地で、今日人々はどのように過去とつながり、今を生きているのかについて記述する。前半ではインタビュー調査、後半ではフィールド調査をもとに、居留地における「土地」と「記憶」の関わりの実際を明らかにしつつ、共同体の記憶とともに生きることの意味について考察を深めたい。

論考に先立ち、本稿における研究者の立ち位置について触れておきたい。先住民研究における課題の一つに、研究者のポジショナリティの問題がある^v。記述する者と記述される者の関係性については、文化人類学において長年議論がなされてきた^{vi}。学術用語を振りかざし、自らの無知に無自覚なまま、先住民の人々の文化、知識、伝統を記述し続けることはもはや許されない。私自身について言うならば、部族メンバーでもない、アメリカ市民でもない、まったくの部外者である一研究者である自分が、部族の記憶継承の在り様についての論考を進める際、どのように自分と研究対象者との関係性を記述するのが妥当なのか、これまでも思いを巡らせてきた。

何をどこまで妥当なラインで検討し得ているのか、という疑念は常にある。そうした疑念を意識の片隅に押しやっただけで、あたかもすべてを見通せるがごときスタンスに自身を置き、解釈を展開することの限界性にそろそろ向き合わなくては、という個人的な思いもあり、本稿では研究者のスタンスを意識した記述を試みる次第である。無論、すべてが「研究」によって理解され尽くすことはない。また研究によってもたらされる知見が、部族の人々の見解の範囲内ならばよいという、単純なものでもない。豊饒な理解は、研究者の視点と当事者の視点の交差にあるように思われる。及ばずながら本稿では、研究者自身の調査における「関与」を表に出すことで、研究者の立ち位置を示し、理解・解釈の限界性に自覚的な記述の試みの第一歩としたい。

1. 護るべき「記憶の場」としての居留地

1) 居留地土地散逸防止プログラム：ウドウンレッグの英断

ウドウンレッグが部族政府を率いた1950年代半ば、アメリカ合衆国の先住民部族は大きな危機に瀕していた。20世紀に入ってから合衆国政府の対インディアン政策は、先住民の「同化」を推し進める政策と「自立・自決」を促す政策との間を、振り子のように行ったり来たりするものであった。1953年の

決議108条は、連邦政府による先住民部族の管理を終結し、二者間の信託関係を廃止することで、先住民部族のアメリカ社会への同化を促すものであった。「信託関係」という言葉には、先住民部族が連邦政府と条約を取り交わす主権国と見なされた時代、国内従属国家と見なされた時代、連邦政府の被後見的存在であった時代といった、それまでの部族と国家との歴史的関わりのすべてが抱合される^{vii}。「信託関係の廃止」とはつまり、連邦政府にとっては先住民部族に対する歴史的責務の解消を意味し、一方先住民にとっては部族共同体、及び居留地の解体、ひいては一個人としてのアメリカ社会への同化を意味するものであった。20世紀半ばのシャイアンにとって、19世紀末のアメリカ騎兵隊との戦いは過去のものとなっていたが、連邦管理終結政策をはじめとする、国家による一方的な対インディアン政策にどのように立ち向かうかは、部族として生き抜くための戦いだった。

ウドンレックが述べるように、先住民部族にとっての記憶・伝統の継承、及びそれに支えられる部族アイデンティティの保持は、土地との継続的なつながりなしには考えにくい。合衆国という国家のうちに生きる先住民にとって、居留地は自分たちの自治を叶える最後の砦ともいえるべきものだが、先住民の人々とその土地とのつながりに大きな打撃を与えたのが、一般土地割当法（1887年）だった。一般土地割当法によって、先住民世帯主は160エーカーの土地を保有することとなったが、それ以外の居留地土地は「余剰地」とみなされ、連邦政府に没収された。一般土地割当法が発令された1887年から1934年のインディアン再組織法（Indian Reorganization Act）までの間に、合衆国全土で6000万エーカーという土地が先住民の手から奪われたという試算もある^{viii}。一般土地割当法は、ノーザン・シャイアン居留地には1926年に導入され、それまで部族に信託されていた土地が、部族メンバー個人の単独保有地となった。しかし、それはホームステッド法による一般入植者の土地所有とは異なり、土地の売却権を持たない部分的所有であった。こうしたこともあって、幸いにもノーザン・シャイアン居留地においては、一般土地割当法施行以降も土地は部族メンバーの手に留まり、居留地の全体性は保たれた。こうした状況に変化が起こったのが1950年代だった。

一般土地割当法は、土地割当を受けた先住民個人が25年の後、完全な土地所有権を得ることを謳っており、ノーザン・シャイアン居留地においては1950年に最初の単純封土権証書（fee patent）が個人に与えられた。当時、部族メンバーの間では土地所有権を得るための申請をする者、あるいは説得されて申請する者が多かった^{ix}。審査委員会（Competency Commission）が割当地の管理能力（competency）を備えていると見なした先住民個人は、単純封土権証書を与えられ、土地売却の権利を得る。能力不備と見なされた者（あるいは自らの意志で土地所有権の申請をしなかった者）の土地は、連邦政府との借地契約に入り、多くの場合、連邦政府によって非部族メンバーに貸し付けられ

ることになる^x。管理能力有りと認定された個人は、割当地管理に関わる権利を得るわけだが、厳しい経済状況や、銀行からの貸付が得られない現実を前に、土地を安値で手放すケースが後を絶たなかった^{xi}。部族、及びその居留地の解体を推し進める連邦管理終結政策は、そうした潮流を後押しするものとなった。

ノーザン・シャイアン居留地では1957年に、初めて部族メンバーの割当地が売りに出された。部族議会は即座に動き、この土地を購入すべく資金調達をしたが、インディアン局が資金調達を阻止した。結果、貴重な水源を含む広大な土地、60区画がインディアン局によって部族外へと売却されてしまった。ウドゥンレグは、インディアン局によって不当に売却された居留地土地の買戻しを図った人物である。一度手を離れた土地は値を上げ、簡単に部族が買戻すことのできないものとなったが、ウドゥンレグをはじめとする部族議会は諦めなかった。土地買戻しを部族政策の核に据え、インディアン局のあからさまな妨害に遭いながらも、買戻しの資金を得るべく50万ドルのローンを連邦政府に申請し、これを得た^{xii}。ウドゥンレグの娘メリッサは、ローン申請のいきさつをよく覚えている。「部族議会を通してローンの申請書をビリングスのインディアン局へ送ったけれど、書類は滞ったままで何の知らせもない。父がビリングスに出向いて局長をオフィスに尋ね、(部族の)土地計画のことを尋ねると、“あれはファイルナンバー13に入っている”と言って、ごみ箱を指差した。ファイルナンバー13って、ごみ箱のことよ。」と、インタビューで彼女は語っている^{xiii}。

「手続きは遅々として進まないし、支障は出るし、結局のところインディアン局の誰もが無関心。その果てに、やっと申請が通った。今はそれほどでもないけれど、当時は何をするにもとにかくインディアン局の承認が必要だった。」とメリッサは言う^{xiv}。部族の土地政策を認めようとしなないインディアン局への対抗措置として、ウドゥンレグは東部アメリカ・インディアン問題協会 (Association on American Indian Affairs) に協力を求め、居留地土地散逸防止プログラム (Un-Allotment Program) 申請の手続きを前へ進めた。こうした努力が実り、1959年には部族、及び部族メンバー以外への居留地土地売却を禁止する部族の土地政策が内務省に認められた。連邦政府のローンが承認され、土地買戻しのための資金が譲渡されたのは1962年のことだった^{xv}。

1974年のノーザン・シャイアン・リサーチ・プロジェクト報告書によれば、1950年に最初の単純封土権証書が発行されてから、1962年の部族土地買戻しプログラム (the Tribal Land Acquisition Program) が施行されるまでの間に、444,308エーカーの居留地土地のうち11,681エーカーの土地が政府信託土地のステイタスから外れ、そのうち7,297エーカーは非部族の手に渡っている。土地買戻しプログラムは、居留地内土地が売りに出た場合、部族メンバー、もしくは部族政府が買い取ることを定め、部族以外の個人や団体への土地売却を禁

止するものだった。1974年には総計71,971エーカーの土地が部族メンバーから部族政府へと売り戻されており、このプログラムによって居留地土地の更なる散逸に歯止めがかかった様子が窺える。1975年の時点では287,696エーカーが部族政府所有、146,043エーカーが部族メンバーの管轄となっており、約97%の居留地土地が部族所有となった^{xvi}。ウドゥンレグが創始した、居留地土地散逸防止プログラムは、今日まで引き継がれ、居留地内土地の部族所有は現在99%に至っている^{xvii}。

割当地の管理能力を認められ、無条件相続地 (fee simple) を所有することとなった部族メンバーが、部族外にその土地を売却してしまえば、その土地は「信託地」ではなくなる。連邦信託地としてのステータスを失った土地には州税がかかり、州法が適応される。そうした土地は例え居留地境界内であっても、もはや「居留地土地」としては認定されず、そこには部族の権限は及ばない。こうした部族外への土地売却が進めば、居留地内土地は所有形態が複雑に入り組んだチェックボード状態になってしまう。そうなれば居留地における部族政府の権限は制限され、ひいては居留地における司法の複雑化をもたらす。部族が土地買戻しプログラムを推し進めた背景には、土地売却によって部族自治が危機にさらされることを防ぐ狙いもあったと思われる。しかし部族には即座に対応を迫られる、より身近な問題があった。それは、土地を売り渡した部族メンバーが居留地を追われることであった。

メリッサによれば、居留地土地散逸防止プログラム施行以前、インディアン局は信託地を売り渡した部族メンバーに居留地から出ていくことを強要したという。ウドゥンレグはシャイアンにとって土地はすべてだ、と述べているが、それは人々が土地利用で生計を立てているという意味ではない。多くの先住民の人々にとって土地とのつながりがアイデンティティの基であるように、シャイアンの人々にとっても部族由来の土地で生きることは重要な意味をもつ。居留地からの立ち退きは、住まいを失うという以上に、土地に根付く文化、人々とのつながり、祖先との絆を失うことを意味する。特に、高齢で経済状況も厳しい部族メンバーにとって居留地外で生きることは、1950年代当時、ほとんど不可能であった。居留地に居住していれば、親族、縁者、近隣の者が不都合はないか気にかけてくれるが、交通手段も通信手段もないまま居留地を離れれば、まったく共同体から孤立してしまう。部族では高齢者は「エルダー (elder)」と呼ばれ、メンバーは彼らに対し特別な敬意を払う。研究協力者のひとりであるネリーは、エルダーが話しているときには静かにするようにと、子供の頃から躡けられ、今は祖母として同じ教えを孫たちに伝えている。幼い頃、頻繁に父親の狩りに付き添ったというストーンは、かつて狩りの獲物は優先的に困窮者に分配されたと述べる。こうした部族共同体の規範の通用しない場へ、寄る辺ないかたちで個人を押し出すことを「主流社会への同化」と呼ぶのなら、土地買戻しプログラムは同化政策の潮流を押しとどめ、部族メ

ンバーが共同体とのつながりのなかで生きる場を保障するためのプログラムであった。

2) 居留地土地買戻しの実際：メリッサの尽力

部族土地買戻しプログラムは連邦政府の承認を得たが、それを実際に運用することは簡単ではない。「連邦政府信託地」である居留地土地の維持管理に関しては多くの規約や法規があり、部族政府はそれらを理解したうえでインディアン局との交渉に当たらなければならない。部族土地買戻しプログラムの継続的施行に当たって、部族政府は何としてもそうした知識を得ることが必要だった。そうした知識を得るためにインディアン局に送り込まれたのがメリッサだった。メリッサは地域を管轄するインディアン局で30年以上に亘り、部族居留地土地の維持、管理に関わってきた。職を退いて久しいメリッサだがインタビューにおいては、「1959年8月19日から働き始めた。」^{xviii}と、事務官として働き始めた日付を、澁みなく誇りをもって私に告げている。インディアン局の不動産事務官の職に就くよう彼女を説得したのは、部族議会の議員達だった。「父が議会のメンバーがお前と話をしたいと言うので出かけてみると、そういう話だった。けれど、不動産に関する規約や法規は理解するのが難しいし、自分には出来ないと思った。」^{xix}と、メリッサは当初、及び腰だった。インディアン局の不動産事務官募集に応募したものの、すぐには採用されなかったという。3度目の応募でようやく職を得たというエピソードからは、インディアン局内にポジションを得ることを諦めなかったメリッサの決意と、彼女に賭けた部族議会の並々ならぬ期待が窺える。

ごみ箱から蘇ったノーザン・シャイアの居留地土地散逸防止プログラムを、インディアン局が快く受け止めていなかったことは間違いない。メリッサによれば、インディアン局は部族政府の土地買い取りに際して、世帯主に割り当てられた160エーカーの土地すべてを買い取らなければならないと勧告したり、水資源のある土地、あるいは部族所有地に隣接する土地でなければ買い取りを許可しないと制限をかけたり、と様々な条件を課した。当然、売却を希望するメンバーの土地のすべてがこうした条件に適っているわけではなく、160エーカーのうちの一部のみが売りに出る場合も多くある。また井戸や泉のない丘陵地や、部族所有地から離れた土地が売りに出るケースもある。インディアン局の課す条件どおりに部族が買戻しを進めていたのでは、土地散逸は免れない。部族はささやかな規模の土地でも、部族メンバーからの買い取りを進められるよう尽力した。

メリッサは買戻しの過程について、次のように述べている。

仕事を始めた折、居留地の（割当地の）地図を見て、「それほど時間はかからない。すぐ買い戻せる。」と思った。けれど実際は、異なる割当地

の小さな相続分を購入することの積み重ねだった。(同じ割当地の相続人でも) ある者は今売りたいと考えるし、別な者はそうは思わない。私はそれでいいと思う。後で(部族に)売りたいと思うかもしれないし…。私たち(事務官)は土地を適正な市場価格に照らして評価し、部族はその価格で土地を買い取った。人々が自分の割当地を無条件相続地として登録し、信託地のステイタスから外してしまうことを思いとどまらせることもした。「これだけの金額を払うから、無条件相続地に変更して売ったらどうだ。」とそそのかす輩もいる。けれど実際の取引になると、買主は売主が希望する価格、もしくは適正な価格を支払おうとしない。無条件相続地にしてしまうと、(部族が買い取るような)よい価格では売れないし、おまけに州への税金も支払わなくてはならない^{xx}。

信託地から無条件相続地への変更(out of trust)は簡単だが、その逆に一旦、無条件相続地となった土地を再び連邦政府信託地とするのは困難を極める。該当する割当地所有に関わるすべての者が承認しなくてはならず、且つ内務省インディアン局の承認も必要となる。しかし、メリッサたちはいくつかのケースにおいてそれをやり遂げたという。

事務官として、そして後には行政官として、メリッサは一つ一つの割当地についてファイル管理し、それぞれの土地条件の記録、不動産譲渡証書や遺言書、土地相続人の連絡先の管理、贈与、売買、借地に関するやり取りの把握を行った。こうした土地に関する記録の作成や管理は、実に煩雑なものだったとメリッサは語る。

(一区画の割当地の)土地相続人が80人いて、全員相続面積が違うなんていうこともあるし、その人たちがどこにいるのか、まず所在地を確認しないといけないし…。皆が皆、ここ(居留地)に住んでいるわけではないから…。相続予定地がほんの僅かなものであれば、気に掛けないかもしれないし…。郵便を受け取っても、署名して返信する手間を取ってくれるかどうか分からない。我々が(相続権をもつメンバーの)最近の住所を知らないというケースもある^{xxi}。

小石を一つ一つ積み上げるような作業を経て、メリッサは土地相続権をもつほとんどのメンバーの連絡先を把握した。また世代が進み、割当地の相続が複雑に分割されてしまう状態(fractioned land)となることを避けるため、人々に土地相続に関する検認された遺言書を作成するよう指導もした^{xxii}。存命中に亡くなることを前提とした書面を残すことに、当初心理的な抵抗を示した部族の人々も、今はその重要性を理解するようになったという。在職中には隣接するクロウ居留地との境界線を巡る問題も立ち上がり、その解決のためにワシ

ントンDCに出向いて内務省と交渉するなど、他部族が関わる政治的な問題についても彼女は精力的に取り組んだ。

部族の手に居留地の土地を留めることの難しさを、父親であるウドゥンレグの体験から、そして自分自身の体験から、メリッサは充分すぎるほど知っている。それ故に、居留地の土地利用に関して、時に部族メンバーと対立することもあったという。1992年レイムディアに公立高校を設立する話が持ち上がった際、メリッサは土地を信託地のステイタスから外し、無条件相続地としてモンタナ州に譲り渡すことに反対した。既にインディアン局不動産行政官を退職し、部族議会議員としてこの案件に関わったメリッサは、議員中ただ一人この案に反対した。

「私は高校を作ることに反対したのではない。皆そのことを勘違いしていた。私が反対したのは、州に土地権利を委譲するということだった。」（モンタナ州が）納得しないのなら、1エーカーなり、小さな一区画を管理事務所建設のために引き渡せばいい。それ以外の教室、体育館、フットボール・フィールド、教員住宅などは部族所有地に建設すべきだ^{xxiii}。」高校建設のために必要な土地すべてを州に譲る必要はない、というのがメリッサの主張だった。部族は居留地の中心となるレイムディアに高校を設立したい。一方、モンタナ州は設立のために土地委譲を要求する。一旦、権利を委譲してしまえば、授業カリキュラムやランチプログラムなど、すべてにおいて部族の権限が及ばなくなってしまうのではないか、というのが彼女の懸念だった。「おそらく40エーカー程度だと思う。実際、どのくらいの土地が信託から外れたのか、私には定かではない。任期中にDCに何度か出向いたことがあるけれど、この件も誰かが対応するならば、おそらく信託地として取り戻すことができると思う。」この件について、20年たった今も、メリッサは諦めていない。「私たちの祖先は多大な犠牲を払ってこの地を私たちに残してくれた。だから、この地のどの部分も売り渡したくない^{xxiv}。」とメリッサは語る。彼女の父、ウドゥンレグは下記のように宣言している。

ノーザン・シャイアンにとって、土地は居留地以上のものである。土地は我々の故郷であり、だからこそ我々の祖先は（強制移動先の）オクラホマから脱出し、飢えと寒さと戦いながらも、この北の地に帰ってきた。我々はこの土地を少しでも失いたくない。ノーザン・シャイアン以外の手に渡したくない^{xxv}。

インタビューでの語りを見るかぎり、ウドゥンレグの信念は娘であるメリッサにそのまま受け継がれているように思われる。

3) 世代を越えて

ウドウンレッグ議長就任以前の1940年代には、ジョン・ラッセル議長の下、ノーザン・シャイアン部族政府は自ら居留地廃止を内務省に申請し、却下されている^{xxvi}。信託地である居留地が解体され、部族メンバー個人が無条件相続権を有するようになれば、土地を売却して経済的利益を得ることができる。そうした考え方が支配的な時期も、居留地土地散逸防止プログラム以前にはあった。

居留地内土地の買戻しに賭けたウドウンレッグの信念の核にあったのは何だったのか。興味深いのは、居留地こそが、部族メンバーがともに同じことを覚えていることができる唯一の場所である、というウドウンレッグの言葉である。居留地の土地は売買の対象となる所有物である以前に、祖先の記憶とつながる場であり、それなしにはアメリカ合衆国という国家の内において、ノーザン・シャイアンは「部族」として存続しえないことをウドウンレッグは理解していた。

「私たちはずっとこの土地の一部だった。この土地がなければ、私たちは何者にもなり得ない。流浪の民として、ただ彷徨するだけ^{xxvii}。」と、メリッサは語る。彼女は、強制移動先のオクラホマから帰還した曾祖母の代から数えて4代目に当たる。「オクラホマからの帰還」を、部族が故郷の地に住むことを可能にしてくれた「祖先のサクリフェイス（犠牲）」とする解釈は、今日、部族構成員の間で広く共有されている^{xxviii}。メリッサは「ここにはすべてがある。」と言う。

丘陵地に出かけてプラムや、チョークチェリー、ジューンベリー、バッファローベリーを摘んだり、家族でピクニックに出かけたり…。夏の暑い日に涼むことができるよい場所もあるし、皆が水を汲みに来るよい泉もある。(中略) 居留地では自分の望む場所で祈りを捧げることができる。儀式をすることもできる。好きな場所に住むことができる。(中略) ビリングスの地域不動産事務局で働いていたとき、独立記念日のパウワウ^{xxix}のために居留地に帰る私に同僚が、「家で家族と一緒に食事をするのね。」と言ったので、「ええそうよ。」と笑って答えたけれど、彼女の顔を見て、きっと感謝祭のように大きなテーブルを家族で囲む食事を想像しているんだろうな、と思った。当時、独立記念日のパウワウでは夕刻、食事が振る舞われていたけれど、そこには実際のところ、ほとんどすべての部族メンバーが集まっていた^{xxx}。

フェンスで仕切られた小さな区画を「土地」と呼び、「家 (home)」といえど家屋が思い浮かぶ。そうした貧弱なイメージの持ち合わせしかない私には、メリッサの語る土地とのつながりの半分も分かってはいないと思う。

ピリングスからハイウェイ90を南に下り、クロウ・エージェンシーで降りて居留地へ向かうハイウェイ212を走ると、広々とした丘陵地が続く。その景色はさながら海を思わせる。「ノーザン・シャイアン居留地へようこそ」という標識に迎えられ、レイムディアの先にあるディバイドと呼ばれる峠を越えると、その先は松林に覆われた山地となる。メリッサはリトルビックホーンの戦いを戦った曾祖父、居留地買戻しに尽力した父の名を冠した山を正面に見据える山中に住む。ここでは「過去」は記念碑の中に閉じ込められてはいない。毎日の暮らしの中に息づいている。故郷の地で祈り、よい水、よい空気、自然の爽りを味わい、人と集う。それをメリッサは「自由」と呼ぶ。この「自由」という言葉に、部族として土地とともに生きることの意味が集約されているように思われる。

2. 居留地の営みの中に生きる記憶

1) 戦士の帰還

「15日にはヴィクトリー・ダンスがあるから、予定しておいて。」と、最初に私に告げたのはネリーだった。毎夏、フィールド調査に居留地を訪れる度、滞在期間中にどのような行事があるのかを教えてくれるのは主に彼女である。居留地での行事日程などは、予め調べて分かるものもあるが、分からないものも多い。ヴィクトリー・ダンス（勝利の踊り）とはどのようなものなのか、よく分からないまま、「予定しておくから、後で場所と時間を教えて。」と返事をし、それが部族の帰還兵を受け入れる儀式であることを後日知ることとなった。

シャイアンの人々にとって、「戦士」は特別な意味をもつ。他部族との、あるいはアメリカ騎兵隊との戦闘が日常であった昔と同じように、今日も部族は共同体として、帰還した兵士を敬意をもって受け入れる。人々の戦士に対する敬意は、彼らが払った「護るべきものを護るための尽力」に対するものである。パウワウなどの祭事や、記念式典では、冒頭必ずベテラン（兵役経験者）に対する敬意が示される。部族政府の建物入口に入ってすぐ訪問者が目にするのは、現在、軍に所属する若い部族メンバーの顔写真である。ショーケースに展示された軍服姿の若いメンバーの写真からは、部族が彼らを誇りとしている様子が窺える。一昨年の春、調査で訪れた際には、ウエストポイント陸軍士官学校を卒業したばかりの若い女性士官が、部族を挙げての歓迎を受けるのを目の当たりにした。ローズバッドクリーク戦場記念史跡の開所式、リトルビックホーンの戦いの記念式典など、彼女は引っ張りだこだった。

帰還兵の受け入れが、単なる戦士の「凱旋」の演出ではないことは、部族の伝統に詳しいフランクから以前、話を聞いていた。フランクは、部族伝統の要となるセイクレット・ハット・キーパーの責務を担った経験もある。伝統的な教えとともに育った彼は、乞われれば出向いて必要な儀式や祭事を執り行う。

報酬が得られるわけではないが、彼は人々の要請に応えることが自分の仕事と理解している。忙しい彼のスケジュールを管理する妻のマゴットは、「家にいるといつも電話がかかってきて、落ち着かないくらい。」と笑って言う。そうしたフランクが司る儀式の一つに、帰還兵の受け入れがある。空港に出向いて帰還兵を家族とともに出迎え、担ってきた重荷を取り除く儀式を行う。戦場からの悪いスピリットを持ち込まないためである。空港という一般の人の目に触れる場所で儀式をして大丈夫なのか、と私は気が揉めるのだが、最近は部族外の人たちからも「兵士として出向く息子の無事の帰還のために祈ってほしい。」という依頼を受けると、フランクは言う。

2) 調査と招待 (invitation)

調査という形でノーザン・シャイアンの人々に関わるようになって久しいが、ヴィクトリー・ダンスと呼ばれる初めてのことだった。ネリーはサンダンス^{xxxii}が、いつどこで行われているというようなことを折につけ知らせてくれるが、こと伝統儀式に関する参与観察については、慎重に選んで関わるようにしている。私自身の研究関心が今のところは伝統儀式のエスノグラフィーといったところにはないこともあるし、儀式等、シャイアンの伝統に関しては既にピーター・パウエルの大著がある^{xxxiii}。儀式を取り仕切ることのできる人物は限られているが、それぞれ派閥などもあり、そうした人々のもつネットワークを自分なりに把握して関わることも大切である。ネリーも一応情報を知らせてはくれるものの、すべてのものを推奨しているわけではない。現に私が「興味がないから行かない。」と返答すると、ホツとした表情を見せることもある。しかし伝統儀式の参与に慎重な一番の理由は、研究とはいえ、越えてはならない一線に自覚的でありたいと思うからである。

一昨年春、リトルビックホーン戦場国立記念施設での記念式典当日、早朝日の出とともに行われるパイプ・セレモニーに立ち会っていた私は、東の丘に向かって祈りを捧げるエルダーたちの一連の様子を撮るカメラマンの姿を認めた。国立記念施設関係者や、私を含めた少数の観衆はエルダーたちから離れ、後ろから彼らの様子を見守っていたが、カメラマンはエルダーたちの一挙一動を映像に収めようと、遠方の丘から明らかに彼らの正面を狙って撮影をしていた。彼は終了後、エルダーたちに近づき、事後承諾という形で同意書に署名を求めていた。フランクもその中にいた。こうしたとき、エルダーたちは大声で抗議したりはしない。しかしフランクは静かに、「ああしたことはすべきでない。」と語っていた。カメラマンは署名を取り付けると、用は済んだとばかりにそそくさとその場を立ち去った。同意書に署名を取った以上、彼は倫理的な問題を表面的にはクリアしていることになる。しかし彼の振る舞いは、自分の都合、目的だけを考えたものであり、「場を弁え、当事者を慮る」という態度に欠けていたように思う。

調査にはもちろん計画と準備が必要であるが、思うに任せないことも多い。私が通常居留地に出かける夏季は、人々が儀式、祭事、行事に集い、且つ厳しい冬に対する備えもするという忙しい時期である。都会に住んでいると忘れてしまうが、嵐や激しい雷雨など、天候状態によっては移動も叶わない。昨夏は落雷による火事で、ハイウェイが封鎖されるということもあった。調査に出かけてもその期間は限られており、なかなか探している人物と連絡が取れなかったり、連絡が取れても都合がつかなかったりすることも間々ある。前出のメリッサについても連絡先を聞いて回ったが、埒が明かないので部族カレッジの知り合いを訪ねて直接聞いてみたら、コンピューター室でアルバイトをしているメリッサの姪を呼んでくれた。結局、この姪がメリッサにその場で電話をしてくれたおかげで、彼女にその日のうちに会うことができた。「出会うべき時に必要な人と出会う。」という、物の分かったようなニューエイジ風の言い回しで嫌なのだが、いくら尽力しても出会うことが叶わないことがある一方、思いがけないことがきっかけで道が開かれることもある。そうした意味においては、思いがけず誘われたヴィクトリー・ダンスも、私にとっては新しい理解を得る機会となった。

3) ヴィクトリー・ダンス

シャイアンには戦士のソサエティというシステムがあり^{xxxiii}、戦いにおいて先陣を切るソサエティ、事の仲裁に当たるソサエティなど、各々が役割を担ってきた。現在、部族自治に直接関わることはないものの、ソサエティ・システムは現在も機能しており、さまざまな儀式、祭事を個別、または協力し合いながら取り仕切っている。今回のヴィクトリー・ダンスは、ネリーの夫ジェイが所属するキットフォックス・ソサエティが関わる儀式であった。開催会場の場所が分からないのでネリーと待ち合わせしていくことにしたが、約束の時間ぎりぎり彼女の家に着くと、彼女は既に孫娘が運転台に座る車中にいた。そのままドライブウェイから出ていく彼女の車の後について、ヴィクトリー・ダンスが行われるパウワウ・グラウンドへと向かう。何事も時間通りには始まらない居留地のスケジュールを「インディアン・タイム」と揶揄する向きもあるが、ヴィクトリー・ダンスは、午後6時、時間通りに始まった。ネリーは時間厳守であることを知っていたに違いない^{xxxiv}。

この日、午後の天気は荒れ模様で、強い風が伴う激しい雨が降り、雷鳴も轟いた。晴れ間が見え始めたのは、ヴィクトリー・ダンスの始まる少し前だった。屋外の円形のパウワウ・グラウンドの周りには既に車が止められ、関係者が集まっていた。中央にはスカンクと呼ばれる焚火の準備がされており、ネリーの夫は若手のドラマーたちと、既にドラムの周りに座っていた。フランクも進行役のMCの近くにいた。この日のために刈り取られた草が雨に濡れてよい香りを放ち、雨上がりの空気は新鮮だった。この日の儀式は、アフガニスタ

ンから戻ったばかりのジョー・アメリカンホースのためのものだった。イラクへ二度、アフガニスタンへ二度派遣されたという若者は、20代半ばだろうか。フランクの妻マゴットは、彼がセントラブレ高校でバスケットボールの選手だったことを覚えている。花形選手だったのだろう。「私たち、彼のことをよく応援したものよ。」とマゴットは語った。少し遅れてネリーの友人メイが、東海岸から訪ねてきたという友人を連れて現れた。ネリーの孫娘は1歳になる娘を車の中で寝かしつけると、ネリーの横に立った。MCがゲストを歓迎するアナウンスをし、ハドソン湾から西へと移動し、平原地を故郷とするようになったシャイアの歴史を語り始めた。もちろん彼は、「オクラホマからの帰還」について触れることを忘れなかった。

ドラマーによってフラッグ・ソングが歌われている間に、軍服に身を包んだベテランたちが星条旗をポールに上げていく。彼らの内の一人がスピーチを行った後、ジョーの命名式（naming ceremony）が行われた。中央地面に注意深く敷かれた敷物の上に、ジョーが立つ。祖父は若い帰還兵の後ろに立って肩に手を掛け、彼の新しい名（Indian name）を呼んだ。彼らの向こうには赤土の丘が見える。西の空を見上げれば雲間から光が差し込み、振り返れば南の空には虹が出ている。儀式の後、ベテランたちは時計と反対回りに行進し、東西南北それぞれの方向に向けて歌を歌った。ベテランたちだけが時計と反対回りに行進することが許されるという。「あれはウルフ・ソングというんだ。オオカミの遠吠えの様だろう。」と、後でフランクが教えてくれた。

西の空が赤く夕陽に染まる頃、中央の薪の山に火が入れられた。MCが何か言い始めたのを、フランクが止めたが、私のいるところからはそのやり取りは聞こえない。4人のベテランが焚火から灰を集め、列に並んだ参加者の頬にそれを塗っていく。これもベテランだけに許された仕事だという。メイやその友人とともに私も列に加わり、頬にスマッジを付けてもらう。参加者は輪になって焚火の周りを時計回りに、ステップを踏みながら踊る。ドラムのリズムと歌声に合わせて、黒いスマッジの付いた顔が行き交う。グラウンドを4周ほども回っただろうか。踊りが終わると、ジョーが戦地での体験をMCやドラマーたちに語る。マイクを通さないのが参加者には聞こえない。聞こえはしないが、遠目にも影ある彼の表情を見れば、簡単には消化できない体験を戦地でしてきたことが分かる。最後にフランクがジョーのために長い祈りを捧げる。ヴィクトリー・ダンスが締めくくられ、ジョーの家族が用意した食事に親族、関係者一同が誘われる頃、あたりは薄闇に包まれていた。暗がりでは食事を振る舞うことは難しいだろう。今更ながら、ネリーが時間に遅れぬよう急いでいた訳が分かったような気がした。食事の列に連なるジェイやフランクに挨拶をして、私はグラウンドを後にした。

3) 踊りの後で

翌日ネリーを訪ね、ヴィクトリー・ダンスに招いてくれたことに対する謝意を伝えた。「どう思った。」と尋ねられ、天候について触れながら、雨も風も雷も虹も夕焼けも、まるで帰還したジョーを出迎えているかのように思えた、と伝えた。ネリーは頷きながら、「周りの草もきちんと刈り取られて整備されていたし、とにかくすべてがフレッシュでよかったと思う。」と述べた。彼女にとって「場」をどう整えるのかというのは、気になるところだったのだろう。ネリーは近く、ヴィクトリー・ダンスを手配する側に立つことになる。彼女の娘の義理の息子が海外で兵役中だが、近く帰還するのだという。当の娘のヘンリエッタは、昨日の儀式には来ていなかった。「あの子ども見ておけばよかったのに。」と、ネリーはぼやいていた。おそらくまた、ジェイやフランクが関わることになるのだろう。しかるべき人にMCを依頼したり、グラウンドや食事の手配をしたりと、ネリーは忙しくなるだろう。

居留地での滞在も残りわずかとなったある日、フランクとマゴットにインタビューをする機会があった^{xxxv}。「ここは電話も鳴らないし、静かでいいわ。」とマゴットが笑いながら、ソファに掛ける。フランクも杖を脇におくと、グラスの水を一口飲む。それぞれが落ち着くと、自然と話はヴィクトリー・ダンスのことになった。フランクに「どう思った。」と尋ねられ、私はあの儀式が屋外で催されることの意味を、改めて思い返していた。赤土の丘、様々な様相を見せる果てしない空、漂う空気、刻々と変わる光。そうしたすべてが、帰還した若者を見守っていた。祖父は彼の新しい名前を告げていたが、それはそこに集まっていた親族や部族の人々に伝えるというよりは、空に、丘に、土地に、自分の大切な孫を改めて紹介し、加護を求めているかのようにだった。そう伝えようとフランクは頷いて、過去に行われたヴィクトリー・ダンスの話 시작했다。どうやら私の理解はまったくの的外れではなかったらしい。

フランクによれば、第二次大戦から戻った帰還兵のためのヴィクトリー・ダンスの折には、踊りが朝まで続いたという。かつては敵からの戦利品を踏みつけながら踊ったそうだが、今は踏襲されていない。踊りが終わり、夜が明けた頃、帰還兵は初めて自分の体験を他の戦士に語る。「戦いの語り (war story) は最後でなくてはならない。この間のヴィクトリー・ダンスではMCが踊りの前にジョーに話をさせようとしたので、それは違うと止めた。順番は大事なんだ。」と、フランクは語った。あの日、フランクがMCに何か伝え、アナウンスが中断したのを思い出した。マゴットがすかさず、「いつもフランクは、私がやることをよく見ておきなさい、というの。今は見ているだけでも、いつかは自分がやることになるかもしれないでしょ。」と言う。少なくともMCを務めたあの男性は、「戦いの語り」が最後であるべきことを忘れないだろう。とはいえ、フランクの態度は決して権威的なものではない。むしろ、同化政策下で受けた強権的な教育のせいもあってか、「権威」というものとは距離を置い

ている。ヴィクトリー・ダンスにドラマーとして参加していたエルダーのジェイも、言葉数は少ないが親しみやすい態度で伝統について学ぼうとする若いメンバーに接している。ネリーを訪ねた時には、「若い奴らのドラムのスピードはどんどん速くなるから、リズムを一定に保つのが大変だったよ。」と笑っていた。

「伝統継承」とは、儀式の詳細が正確に記憶され、伝達されることだけではないように思う。儀式は、時代とともに変わっていく部分がある一方、大切に守られるべき点もある。継承のかたちは引き渡す者と受け継ぐ者、そしてそれを見守る者たちによって定められていく。ヴィクトリー・ダンスも、かつてのように一晩中行われたりはしない。戦利品を踏みつけることもない。けれど戦いの語りはすべてが行われた後でなくてはならない。あの場にはジョーと同じくらい年齢の若者も何人かいた。彼らは儀式を取りしきる大人たちの様子からも多くを学ぶことだろう。

居留地でのエルダーへのインタビューは、多くの場合、食事とセットになる。居留地には外食できるようなところはないので、インタビューの前に食事の準備しておくことになる。当然、一日に何人もの人にインタビューすることは無理とは言わないまでもかなり難しい。食前、フランクがもうすぐ日本に発つ私の無事の帰還を祈ってくれる。ひとしきり食べ、話をし、お開きとなる。マゴットが「シャイアンはサヨナラ (Good bye.) とは言わない。また会いましょう (I will see you later.)」と言う。私も来年また会う約束をして、車に乗り込んで家路につく二人を見送った。

結びにかえて：「記述」と「考察」のはざままで

本稿ではインタビュー調査、フィールド調査をもとに、「居留地」という場が護られてきた経緯、及びその場における人々の営為を素描することで、ノーザン・シャイアンという一つの共同体の記憶継承の在り様を論じてきた。1950年代に居留地土地を護るという部族としての政治的判断があり、その具現化のために規約や法規の整備、土地買い取りのための資金運用、「信託地」として土地を保有し、個人保有地の極小分割を回避するための啓蒙等が、今日まで地道に続けられてきた。勿論、今日までの道のりが平坦であろうはずもなく、実際、1970年代にはエネルギー開発の波に吞まれ、居留地での石炭開発を巡って部族が二つに割れた時期もあった^{xxxvi}。共同体の記憶は、そうした紆余曲折を経て護られてきた土地での、人々の日々の営みに息づいている。

ヴィクトリー・ダンスが催されたグラウンドは、リトルビックホーンの戦いの前にスーのチーフ、シッピングブルらとともに部族がキャンプを張ったメディスンディア・ロックからそう遠くない。部族カレッジは、オクラホマからの帰還を率いたチーフ・ドゥルナイフとチーフ・リトルウルフらが眠る墓の隣にあり、今日、部族は「チーフ・ドゥルナイフとチーフ・リトルウルフの子孫」

を名乗る。彼らは記念碑の隣で生活をしているわけではない。少なくとも、記念碑に閉じ込められた「過去」を折に触れて訪ねるといふ、私の知っているやり方とは異なる方法で記憶とともに生きている。ノラは「記憶」を「永遠に現在形で生きられる絆」^{xxxvii}と呼んだが、そのような「生きた絆としての記憶」の継承は、記憶と場（space）が切り分けられていない居留地のようなケースにおいては、可能であるように思われる。

こうした時間的奥行きをもつ場で、共同体の記憶とともに生きることに、どのような意味があるのだろうか。いくつかのエピソードを紹介することで、その答えとしたい。

居留地の土地保全、環境保全を目指す非営利団体ネイティブ・アクション代表で弁護士のゲイル・スモールは、「ここで育った者は、ここに帰ってくる。」と、インタビューで確信を込めて語っていた^{xxxviii}。失業率が恒常的に高い居留地を離れる若者は少なくない。そのことについて尋ねた質問に対する答えだった。ゲイル自身、オレゴン大学で法学博士を取得後、帰郷して環境保護の活動に関わっている。不動産行政官であったメリッサも、奨学金を得てデトロイトで学業に励んだ後、居留地に戻っている。ネリーとジェイも1960年代には都市移住政策（Relocation Program）を介して一旦は居留地を離れたが、その後戻ってきている。チーフ・ドゥルナイフ・カレッジのリトルベア学長も、帰還を果たした人物の一人である。新しいことを学ぶことが大好きだった少年時代の彼を励ましてくれたのは祖母だったが、その祖母は「いつかお前はここに帰ってきて皆のために働くことになる。」と告げたという。

現在、先住民の若者の教育に尽力するリトルベア学長であるが、その彼がフルタイムで働きながら博士課程で学んでいた時期のエピソードを話してくれたことがある。仕事を終え、深夜を過ぎて課題のレポートに取り掛かり完成させたが、プリンターのインクが切れてしまい、印刷することができない。縮切りは翌日だが、インクを店に買いに行けるような時間ではない。単位を落とせば学費が更に嵩むことになる。「一瞬、もうだめだと思ったけれど、その時、オクラホマから帰還した祖先のことを思い出した。彼らが立ち向かった困難に比べたら、こんなことは大した問題ではないと思えた。」思い直し、方端から連絡をして同じ型のプリンターを所有している友人を見つけ、彼からスペアのインクを譲り受けたという^{xxxix}。わが身を振り返って思う。自分が困難に出会ったときに、思わず想起される祖先の記憶があるだろうか、と。

人々と土地と記憶の関係の網の目が生み出す「場」を描き、考察するにあたり、本稿では研究者自身の調査における「関与」を表に出すことで、その立ち位置を示し、理解・解釈の限界性に自覚的な記述を試みた。これが調査研究における正しい「記述」の在り方である、というつもりは毛頭ない。本稿は「記述する者を完全に蚊帳の外に置きながら“関係性”を把握し、理解することができるのか」という問いに対する、あくまでも一つの試みである。この試みに

着手するきっかけを与えてくれたのは、リトルベア学長であった。

昨年夏、ノーザン・シャイアンの記憶継承についての論考を英文でまとめたので、数名の関係者に草稿を渡し、見てもらった。リトルベア学長にも一部コピーを渡し、時間があれば是非コメントを頂きたいとお願いした。帰国後、私のもとに届いた彼からのEメールの冒頭には、「これは君の論文なのだから、君は私からのこれらのコメントを取り入れることもできるし、まったく拒否することもできるということ、そして君がコメントを拒否しても私はそれで気分を害したりしないということ覚えておいてほしい。」と記されていた。続くメール本文では、いくつかのポイントについて貴重なコメントが記されていた。メールの最後は、「これは君の論文であり、君の考えであるから、君の前提や結論について立ち入ったコメントはしなかった。私は自分の考えを押し付けたくはない。くどいようだが繰り返させてほしい。君は私からのこれらのコメントを取り入れることもできるし、まったく拒否することもできる。何か質問があったらまたメールしてほしい。」と締めくくられていた^{xi}。返信で私は、丁寧にお礼を述べ、頂いたコメントはすべて反映させるつもりだと返答した。しかし、私のなかで彼とのやり取りは終わっていなかった。彼の「君の論文」、「君の前提や結論」という言葉が、私の心のなかで澱のように溜まっていた。

そうしたリトルベア学長とのやり取りがきっかけで、「私の論考」と「シャイアンの人々の実際」を新たな方法でつないでみたいと思ったことが、今回の記述の試みの背景にはある。研鑽途中の試みではあるが、本稿を通して「記憶とともに今を生きる」先住民の人々の姿が少しでも伝われば幸いである。

* 本研究は、平成23年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究21652064）、及び2011年度パツへ研究奨励金I-A-2の助成を受けて成された研究成果の一部です。研究に協力を頂いたノーザン・シャイアンの方々に深く感謝いたします。

-
- i John Wooden Legs, “Back on the War Ponies,” *Indian Affairs*, 37 (June 1960):3-4.
- ii ウドゥンレッグは1955年3月から1968年9月までの期間、部族議会議長を務めた。
- iii John E. Bodner, *Remaking America: Public Memory, Commemoration, and Patriotism in the Twentieth Century* (Princeton University Press, 1992). ジョン・ボドナー『鎮魂と祝祭のアメリカー歴史の記憶と愛国主義―』野村達朗他訳（青木書店 1997）；Kenneth E. Foot, *Shadowed Ground: America’s Landscapes of Violence and Tragedy* (Austin, TX: University of Texas Press, 1997). ケネス・E・フット、『記念碑の語るアメリカー暴力と追悼の風景―』和田光弘他訳（名古屋大学出版会 2002）；若尾祐司・和田光弘編著『歴史の場：史跡・記念碑・記憶』（ミネルヴァ書房 2010）などが挙げられる。
- iv ノラは歴史と記憶をシャープに対比させ、前者を「もはや存在しないものの再構

- 成)、後者を「いつでも現在形な現象であり、永遠に現在形で生きられる絆」であるとした。Pierre Nora, “Entre mémoire et histoire: La problématique des lieux,” In P. Nora ed., *Les lieux de mémoire*. (Paris: les éditions Gallimard, 1984). ピエール・ノラ「序章—記憶と歴史のはざまに」『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史第一巻対立』谷川稔監訳(岩波書店 2002): 31-32。
- v 北米先住民研究者である阿部珠里はその著『アメリカ先住民の精神世界』(日本放送出版協会 1994)において、フィールド先でのラコタの人々との交流の実際を織り込むことで、現代の先住民の人々の実像と、それと地続きの彼らの精神世界を記述している。鎌田遵は、研究者のフィールドでの個人的経験を「共有されるべき知識の一部」(2006: 63)として捉えており、著書『辺境の抵抗—核廃棄物とアメリカ先住民の社会運動』(御茶ノ水書房 2006)、『ドキュメントアメリカ先住民—新たな歴史をきざむ民』(大月書店 2011)等でもその姿勢を貫いている。伊藤敦は、国立民族博物館が所蔵する合衆国南西部先住民ズニの標本資料の、部族との共同管理を視野に入れた熟覧調査を実施することで、ソースコミュニティとの関わりを前面に出す研究の新境地を開いている。詳細は、伊藤敦「博物館標本資料の情報と知識の共同管理に向けて—米国南西部先住民ズニによる国立民族学博物館所蔵標本資料へのアプローチ—」『国立民族学博物館研究報告』35巻3号(2011): 471-526を参照。
- vi ^{エスノグラフィ}民族誌学におけるフィールド観察の記述についての議論は、Clifford Geertz, *Works and Lives: The Anthropologist as Author* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1988). クリフォード・ギアーツ、『文化の読み方／書き方』森泉弘次訳(岩波書店 1996)等を参照。
- vii Wilkins (2002)は、アメリカにおける部族の地位の変遷を、1770～1820年代(主権国)、1830～1850年代(国内従属国家)、1850～1930年代(被後見)、1930～1950年代(準主権国)、1950～1960年代(準主権国の地位終結)とまとめている。条約締結の有無、時期など、部族によって連邦政府との歴史的関わりに違いはあるものの、いずれの部族にとっても1950年代半ばの連邦管理終結政策は、アメリカ社会での「独り立ち」を強要する、唐突な政策であった。David E. Wilkins, *American Indian Politics and the American Political System* (Lanham, MD: Rowman & Littlefield Publishers, 2002): 105.
- viii Indian Land Tenure Foundation, <http://www.iltf.org/land-issues/land-loss>, 2012.2.5.
- ix Tom Weist, *A History of the Cheyenne People* (Billings, MT: Montana Council for Indian Education, 1977):196.
- x 居留地土地のリースによって連邦政府が得た利益は、貸し付け主である先住民に長年、支払われないうままであった。1996年、30万人に及ぶ先住民の信託基金受益者が集団訴訟(Cobell vs. Norton)を起こし、結果、総額270億ドルの支払いが取り付けられた。
- xi 無条件相続地(fee patented land)の95%が非先住民へ売却されたという試算もある。
- xii Weist, *A History of the Cheyenne People: 196-197*; 内田綾子『アメリカ先住民の現代史—歴史的記憶と文化継承』(名古屋大学出版2008):222.
- xiii 文中登場する研究協力者の名は、部族カレッジ学長、及びネイティブ・アクション代表を除いて、すべて仮名。Interview with Merisa, 2010, Aug., 19. Lame Deer, MT.
- xiv Ibid.
- xv Weist, *A History of the Cheyenne People*: 196.
- xvi Ibid.: 196-197.
- xvii Northern Cheyenne Tribe, <http://www.cheyennenation.com/>, 2012.2.10.
- xviii Interview with Merisa, 2010, Aug. 19. Lame Deer, MT.
- xix Ibid.
- xx Ibid. 信託地には税金はかからないが、信託地から無条件相続地にステイタスが

- 変更されると、州税の対象となる。
- xxi Ibid.
- xxii 連邦信託地の相続は、部族構成員、もしくは他部族の構成員へは認められるものの、非先住民への相続は認められない。そのため、非先住民配偶者へ相続がなされた場合、信託地は即座に無条件相続地となり、居留地内であっても居留地として認められなくなる。こうした状況を避けるために遺言書の検認を勧めるケースもある。
- xxiii Interview with Merisa, 2010, Aug. 19. Lame Deer, MT.
- xxiv Ibid.
- xxv “Northern Cheyenne Goal — All Land in Tribal Ownership,” *Indian Affairs*, No. 34, November 1959, 1-2.
- xxvi Chief Dull Knife College, *We, The Northern Cheyenne People: Our Land, Our History, Our Culture* (Bozeman, MT: Red Bird Publishing, Inc.): 132-133.
- xxvii Interview with Merisa, 2010, Aug. 19. Lame Deer, MT.
- xxviii オクラホマからの帰還が「祖先のサクリフェイス」として解釈され、部族全体の共通認識となっている様については、川浦佐知子「北米先住民の「居留地」解釈を支える集合的記憶—ノーザン・シャイアンの「オディッセイ」—」『立教アメリカン・スタディーズ』第33号（2011）：101-127、川浦佐知子「北米先住民の居留地保持を支える集合的記憶—ノーザン・シャイアン居留地設立過程に見る部族主権のかたち—」『アカデミア』人文・社会科学編第91号（2010）：169-226、川浦佐知子「アイデンティティと集合的記憶—ノーザン・シャイアンの語りに見る部族アイデンティティの位相—」『アカデミア』人文・社会科学編89号（2009）：63-123を参照。
- xxix パウワウは踊りを介した共同体の祭事。華やかな衣装に身を包んだ踊り手が、輪になってドラムのリズムに合わせて踊りを披露する。トラデショナル・ダンス、ショール・ダンス、ジングルベル・ダンスなど、踊りの種類によって衣装も異なる。踊り手の年齢は子ども、成人、エルダーと様々で、男性と女性とでは踊り方が異なるため、別々に踊りが披露される。通常、共同体の個人、家族が、共同体のメンバーへの謝意を表明する場が設けられており、ギブアウェイと呼ばれる一連の贈り物贈呈式が行われる。
- xxx Interview with Merisa, 2010, Aug. 19. Lame Deer, MT.
- xxxi かつてはウィロウ・ダンスとも呼ばれた「再生」の儀式。ダンサーは自らを供犠として創造主に捧げるため、4日の間断食を行いながら、ペグというチョークチェリーの小さな木串を浅く皮膚に刺し、それを皮紐でセンターポールと結びつけたまま踊る。こうした儀式は1978年のインディアン宗教自由法まで禁止され、実施することができなかった。サンダンスとその復興については、内田『アメリカ先住民の現代史—歴史的記憶と文化継承』：109-134を参照。
- xxxii Peter J. Powell, *Sweet Medicine: The Continuing Role of the Sacred Arrows, the Sun Dance, and the Sacred Buffalo Hat in Northern Cheyenne History, Volume One and Volume Two* (OK:University of Oklahoma Press, 1969). Father Peter John Powell, *People of the Sacred Mountain: A History of the Northern Cheyenne Chiefs and Warrior Societies 1830-1879, Volume I, With an Epilogue 1969-1974, Volume II* (San Francisco: Harper & Row, Publishers, 1981).
- xxxiii 現在、キットフォックス、エルクホーン・スクレイパー、レッドシールド、ドック・ソルジャーの4つのソサエティがある。
- xxxiv 以下の記述は、2011年8月15日に居留地で開催されたヴィクトリー・ダンスの参与観察を基にしている。
- xxxv Interview with Frank and Margot, 2011, Aug. 18. Busby, MT.
- xxxvi 1960年代半ばから1980年代に亘るノーザン・シャイアン居留地での石炭開発、及びそれに対する反対運動については、内田『アメリカ先住民の現代史—歴

史的記憶と文化継承』:225 - 233, Chief Dull Knife College, *We, the Northern Cheyenne People*: 131-143, James J. Lopach, Margery Hunter Brown, & Richmond L. Clow, *Tribal Government Today: Politics on Montana Indian Reservations Revised Edition* (Boulder, CO: the University Press of Colorado, 1998):85-104, Brent Ashabranner & Paul Conklin, *Morning Star, Black Sun: The Northern Cheyenne Indians and America's Energy Crisis* (NY: Dodd, Mead & Company, 1982)を参照。

xxxvii ノラ 『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史第一巻 対立』: 31。

xxxviii Interview with Gail Small, 2009, Aug. 18. Lame Deer, MT.

xxxix Interview with Dr. Richard Littlebear, 2010. Aug. 17. Lame Deer, MT.

xl Email correspondence with Dr. Richard Littlebear, 2011. Sept. 28.